

奈良市立園における
保育・教育 ICT システム導入に伴う機器の賃貸借
仕様書

令和8年3月

奈良市

1.基本方針

(1) 事業名

奈良市立園における保育・教育 ICT システム導入に伴う機器の賃貸借

(2) 目的

本業務は、市立認定こども園・幼稚園・保育所（以下、「公立園」）において保育・教育 ICT システムの利用を可能とするための端末等の機器を調達・設置することにより、公立園利用者の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、保育業務に専念できる環境を構築し、保育の質の向上を図ることを目的とする。

(3) 契約履行期間

①導入作業期間：契約締結日から令和8年6月30日まで

②運用期間：令和8年7月1日から令和12年9月30日まで

※通信を必要とする導入作業の実施は令和8年6月以降となります。

(4) 支払方法について

賃貸借契約方式（長期継続契約）での支払とし、発注者は月額賃貸借料に消費税率を乗じた金額を毎月払いする。なお、賃貸借料には導入作業料を含むものとする。

(5) 業務履行場所（27施設）

施設名	住所	台数（台）
富雄南こども園	中町 4174 番地	2
都祁こども園	都祁白石町 1026 番地の 6	2
左京こども園	左京三丁目 1 番地の 2	2
都跡こども園	四条大路五丁目 2 番 55 号	2
青和こども園	百楽園四丁目 1 番 1 号	2
帯解こども園	柴屋町 20 番地	2
月ヶ瀬こども園	月ヶ瀬尾山 2790 番地	2
柳生こども園	柳生下町 156 番地	2
高円こども園	古市町 1249 番地	2

神功こども園（乳児棟）	神功四丁目 25 番地の 3	2
神功こども園（幼児棟）	神功四丁目 13 番地の 1	2
若草こども園	川上町 493 番地の 1	2
朱雀こども園（乳児棟）	朱雀六丁目 9 番地	2
朱雀こども園（幼児棟）	朱雀六丁目 10 番地の 2	2
平城こども園	秋篠町 1540 番地の 1	2
東登美ヶ丘こども園	東登美ヶ丘四丁目 21 番 26 号	2
辰市こども園	杏町 414 番地の 4	2
学園南こども園	学園南三丁目 15 番 28 号	2
伏見こども園	菅原町 367 番地	2
佐保幼稚園	法蓮町 757 番地の 8	1
富雄北幼稚園	三松一丁目 5 番 6 号	1
六条幼稚園	六条二丁目 14 番 2 号	1
伏見南幼稚園	宝来五丁目 5 番 3 号	1
都南保育園	横井一丁目 107 番地の 1	2
伏見保育園	宝来三丁目 9 番 35 号	2
京西保育園	六条西一丁目 3 番 43-1 号	2
予備（奈良市役所幼保こども園課）	二条大路南一丁目 1 番 1 号	1

※導入後に業務履行場所の変更があった場合は、別途覚書を締結することとする。

(6) 業務内容

主な業務内容は下記のとおりとする。

- ① 対象機器の調達
- ② 調達した機器への初期設定
- ③ 各施設への設置作業
- ④ 一元受付窓口の設置

(7) 留意事項

- ① 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。また、他者への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- ② 本仕様書に定めがない事項については、その都度双方協議の上、決定するものとする。
- ③ インターネット接続回線(固定 IP SIM を想定)及びモバイルルーター端末の調達は、本業務には含まずに別途、本市で準備する。

2.機器調達について

(1) 調達の範囲

① (3)調達機器一覧に記載された機器の調達

② 登降園用タブレット端末の設定、設置

ア 各園に(3)調達機器一覧に記載の調達機器を配置すること。

イ 設置位置は現状と同じ場所を想定し、必要であれば現場調査を行うこと。契約前に現場調査を行う必要がある場合は、本市幼保こども園課まで連絡のうえ、その指示に従うこと。

ウ 本市で準備するインターネット接続回線(固定 IP SIM を想定)及びモバイルルーター端末との接続設定を実施し、登降園用タブレット端末から、インターネット接続が可能な状態にすること。

エ 登降園用タブレット端末には、ローカルグループポリシー（保育・教育 ICT システムのみ接続許可）を設定すること。

※保育・教育 ICT システム：コドモングリーン

オ 保育・教育 ICT システムを利用するために必要なショートカットの作成やアプリ等のインストールを実施すること。

③ 通信試験

カ 各園でインターネットへの接続試験を必ず実施すること。

キ 保育・教育 ICT システムの打刻機能が使用可能な状態かの試験を必ず実施すること。

※上記のウ～キについては、通信を必要とする導入作業であるため、令和8年6月以降に実施すること。

(2) 機器導入計画

作業日程について、平日及び土曜、日曜、祝日を含む日程で本市と協議のうえ作業スケジュール案を作成し、本市の承認を得ること。

(3) 調達機器一覧

登降園用タブレット端末(参考型番：MD3Y4J/A)

項目	内容
OS	iPadOS26
CPU	A16
ストレージ容量	128GB
画面サイズ	11 インチ
無線機能	Wi-Fi モデル(SIM スロット：なし)
数量	49 台

3.保守・セキュリティ対応について（一元受付窓口の設置）

保守事業者は迅速な故障対応を実現することを目的に、一元受付可能な受付デスクを設置すること。

① 実施内容

- 機器の操作不具合・物理不具合などの事象の一次受付を、一元受付窓口で対応とすること。
- 電話及びメールによる一次故障申告対応、一次切り分け、本市への取次、保育・教育 ICT システムヘルプデスク及び、インターネット接続回線事業者への取次を実施すること。
- 奈良市立園複数拠点に対して、一元窓口を設置すること。

② 受付範囲

- 2(3)調達機器一覧。なお、別途本市で調達する保育・教育 ICT システム及び、インターネット接続回線の一次受付も、一元受付窓口での対応に含まれる。

③ 故障受付時間

平日 月曜日～金曜日 8:00～19:00 まで(元日を除く)

④ その他

- 費用は 51 カ月分を見込むこと。
- 受付専用電話番号（フリーダイヤルまたはフリーアクセス）を準備すること。
- 四半期で対応結果の報告を行うこと。
- 受付デスクでの切り分けの結果、2(3)調達機器一覧に記載の機器が故障の場合は、本市にて故障手配及び機器の設置・設定を実施する。
- 当該修理に係る費用については、メーカー保証期間内である場合を除き、本市が負担するものとする。

4.納品物について

調達する機器は、設置作業に遅延がないように物品の納品を完了すること。また、業務完了時に納品完了報告を行なうとともに、下記成果物を納品すること。なお作成したドキュメント類は完成図書として電子データ 1 式、紙媒体 1 式として納品すること。

- ① 納品機器一覧表
- ② 機器付属書類（説明書、保証書等）
- ③ 試験成績表
- ④ 施工写真（施工前、施工後）
- ⑤ 代替機器設定手順書

5.その他

- 賃貸借物件には、受注者が付保手続きを行い、受注者の費用負担で動産総合保険を付保すること。保険内容は偶然かつ外来の事故（火災・水害・雷害・盗難 など）によって賃貸借物件に損害が生じた場合に保険金が支払われるものとする。なお、保証金額は賃貸借期間の経過に伴い逓減するものとする。
- 設置作業においては、園児、保護者、職員及び作業員等の安全に十分配慮するとともに、他の業務に支障が生じないように十分注意すること。
- 機器納品時の荷造り、運送、据付及び現場調査に要する費用並びに契約期間の終了に伴う機器引取り時の荷造り及び運送に要する費用は、受注者負担とする。また、空箱等の廃材の処理についても、受注者の責任において実施すること。
- 入札後、作業スケジュールの調整、機器の設定作業、設置作業の期間中、本市が求める場合は随時打ち合わせを実施すること。
- 受注者は、搬入、機器等の設置、設定、動作確認等の作業の際、他の事業者と関連する場合には、相互に協調し作業の便宜を図ること。
- いかなる場合においても、本契約の履行中に知り得た情報を他に漏らさないこと。
- 発注者又は受注者のいずれかに不測の事態が発生した場合、または作業進行が遅滞する可能性が生じた場合は、直ちに相手方に報告し、両者協力して対処するものとする。
- 調達機器を配置した園が今後閉園となった場合は、当該調達機器は本市幼保こども園課において保管するものとする。
- 契約終了後の機器のデータについては、設置施設において、一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても復元が困難な状態に消去を行ったうえ、本市に完了証明書を提出すること。
- 契約期間の満了後、発注者は受注者との間で年額賃貸借料の10分の1を総額とした再賃貸借契約を締結することができるものとする。